

札幌市中央区役所等仮庁舎電話交換機（リース契約） 仕様書

I. 概要

1 本仕様の概要

本仕様書は札幌市中央区役所及び中央保健センターの移転に伴い、移転先にて設置する電話交換機システムの仕様（電気通信事業法その他関係法令及び技術基準等に適合したもの）を規定するものである。

2 設置場所

中央区役所等仮庁舎

札幌市中央区大通西2丁目 大通西2丁目ビル

3 賃貸借期間等

(1) 賃貸借期間

令和3年12月20日から令和7年2月25日まで（39か月）とする。

ただし、発注者は契約を締結する日に属する年度の翌年度以降において、本調達に関わる歳出予算の削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

また、受注者は、発注者と上記期間満了後におけるリース物品の処分について必ず協議するものとする。

(2) 納入期限

令和3年12月19日までとする。

なお、受注者は区役所等の移転スケジュールを考慮した作業工程を組み、発注者の承諾を受けたうえで、納入期限までに配線及び機器設置作業を完了するとともに、段階的な庁舎移転に併せた各種設定等作業を誠実に行うこと。

4 作業内容

(1) 電話交換機システム更新作業

中央区役所等仮庁舎内の電話交換室又は機械室に電話交換機システム本体、電源装置、周辺機器等を設置するとともに、各フロアへの多機能電話機及び一般電話機の設置接続及び設定を行うこと。

(2) 既存機器等の撤去作業

中央区役所現庁舎（中央区南3条西11丁目）内に現在設置されている電話交換機システム本体及び周辺機器、電話機等の撤去を行うこと。

なお、撤去した電話交換機システム及び電話機については発注者の指定場所に運搬すること。

II. 端末機器仕様（共通）

1 デジタル多機能電話機

(1) 機能ボタン

ファンクションボタンは 32 個以上とし、その他保留、転送、フッキングの固定機能ボタンを有すること。

(2) LCD ディスプレイ

ア 全角 10 文字程度以上×4 行以上表示（バックライト付）で可動式であること。
イ ナンバーディスプレイ機能を備えていること。

(3) ケーブル

2 芯モジュラーケーブル

(4) その他機能要件

ア アダプタを増設することで外部通話録音装置の接続が可能なこと。

※アダプタは別途調達とする。

イ ファンクションボタンキー及び LCD ディスプレイはバックライト付きとする。

ウ 電話帳機能は 100 件程度以上の電話番号が登録可能なこと。

エ 発信履歴、着信履歴をそれぞれ 10 件程度以上蓄積できること。

オ 発注者が所有する有線ヘッドセット（プラントロニクス社製 HW510-A10-NE）との接続が可能であること。ただし、有線ヘッドセットの代替品（3 台）の納品をもって代えることができる。

カ 電話機本体の設置角度の調整が可能であること。

2 停電用デジタル多機能電話機（アナログ用）

(1) 機能ボタン

1 (1)と同等機能を有すること。

(2) LCD ディスプレイ

1 (2)と同等機能を有すること。

(3) ケーブル

2 芯モジュラーケーブル

(4) その他機能要件

1 (4)と同等機能を有すること。

3 カールコードレス多機能電話親機・子機

(1) 機能ボタン数

ア 親機

1 (1)と同等機能を有すること。

イ 子機

ファンクションボタン 8 個以上（親機と連動）、保留ボタンを有すること。

(2) LCD ディスプレイ

1 (2)と同等機能を有すること。

(3) 使用時間（子機）

連続通話時間 5 時間程度以上、待受時間 30 時間程度以上

(4) ケーブル

2 芯モジュラーケーブル

(5) その他機能要件

ア 上記 1 (4)と同等機能を有すること。

イ 親機・子機間は Bluetooth 又は 1.9GHz DECT 方式による通信が可能なこと。

ウ 親機・子機間は見通し距離で 100m以内での通信が可能なこと。

3 単体電話機

(1) 機能ボタン

保留、スピーカ、フック、リダイヤル

(2) ケーブル

2 芯モジュラーケーブル

(3) その他機能要件

受話音量調整、呼び出し音量調整ができること。

Ⅲ. 電話交換機 機器仕様

1 電話交換機

(1) 概要

ア 本装置は、電話交換機本体、電源装置、電話機及び周辺装置により構成され、下記の通話を行うことを主な目的とする。

(ア) 内線相互通話

(イ) 内線と局線間通話

(ウ) 内線と専用線間通話

イ 本装置は、構内交換機設備に関する技術基準及び関係ある法令規格等に適合するものとする。

(2) 交換方式

交換方式は下記のとおりとする。

通話路方式	IP スイッチング方式又は PCM 時分割方式
制御方式	蓄積プログラム制御方式
プロセッサ	64bitCPU
中継方式	<ul style="list-style-type: none">・ 個別着信方式・ 分散方式・ PBX ダイヤルイン方式・ 追加ダイヤルイン方式・ 電子ボタン電話応答方式（直結式）・ 電子ボタン電話応答方式（索線式）・ INS ネットダイヤルイン方式・ 着サブアドレス呼出方式

(3) 信頼性

電話交換機設定データを外部媒体にバックアップするなど、信頼性を高める措置を行うこと。

(4) トラフィック条件

内線電話機 1 回線当たりの最繁忙時における標準発着信呼量は 5.4HCS 以上とする。

(5) 環境条件

ア 周囲温度 5℃～35℃以上

イ 相対湿度 45%～85%以上(結露しないこと)

(6) 電氣的条件

ア 入力電圧 AC100V±10V

イ 周波数 50/60Hz

(7) 冷却方式

自然空冷又は強制空冷

(8) 収容回線

収容回線数は下記のとおりとする。

種別	実装	容量	備考
ひかり電話オフィスA	80	80	ch数
アナログ局線	4	4	
アナログ内線回路	30	32	
多機能内線回路	282	304	
長距離内線（LLC）	3	4	土木センター
防災行政無線回路（OD）	3	4	4階東総務企画課内
ページング	1	1	既存放送設備接続（1階西）
保守コンソール	1	1	
発着信履歴装置	1	1	

※電話交換機にひかり電話オフィスAに対応する基盤が内蔵されない場合は、対応する外付けアダプタを必要数納入すること。

(9) 番号計画

内線の番号構成（桁数）は下記のとおりとする。

種別	桁数	番号
内線番号	1～4桁	0～9、#、*
特殊機能番号	1～4桁	0～9、#、*
防災行政無線	1～4桁	0～9、#、*
局線発信		0
局線転送（一般内線）		フッキング

(10) サービスクラス

	国際	市外	市内	専用線	内線相互
超特甲	○	○	○	○	○
特甲	×	○	○	○	○
準特甲	×	△	○	○	○
甲	×	×	○	○	○
準甲	×	×	×	○	○
乙	×	×	×	×	○

○：発信可能 △：特定市外番号のみ発信可能 ×：発信不可

(11) 構造

ア ラックマウント型又は自立型とする。なお、ラックマウント型の場合、格納する19インチラック等を併せて納入すること。

イ 床固定又は壁固定等の耐震措置を行うこと。

- (12) バックアップ電源
停電対応2時間以上とすること。

2 発信・着信・未応答着信履歴管理システム

- (1) 構成
パソコン1台及びプリンタ1台とし、納入する電話交換機に対応するスペックを有すること。
- (2) 履歴情報蓄積機能
電話交換機側又は専用PC側へ蓄積が可能なこと。
- (3) 履歴内容
 - ア 発信情報
発信者内線番号、発信先電話番号、通話開始時刻、通話時間
 - イ 着信情報
着信者内線番号、相手電話番号、通話開始時刻、通話時間
 - ウ 未応答着信情報
着信者内線番号、相手電話番号、着信検出時刻
- (4) その他機能要件
 - ア 内線電話機の発信、着信、未応答着信の履歴情報を電話交換機から自動又は手動でPCへ取込み、一覧を表示することができること。
 - イ 交換機に蓄積されている履歴情報は期間を指定して抽出が可能なこと。
 - ウ 蓄積した発着履歴情報の一覧を、図表を利用したデータ表示の事ができ、データをプリントアウトできること。
 - エ 発着履歴情報をCSVファイルで出力でき、外部アプリケーションにより編集加工できること。

3 納入機器数量

	項目	数量	備考
本体	電話交換機	一式	19インチラック等を含む
バックアップ バッテリー	停電用蓄電池	一式	
電話端末等	デジタル多機能電話機	242台	予備機5台含む
	停電用デジタル多機能電話機(アナログ用)	3台	
	カールコードレス多機能電話機	43台	予備機1台含む
	単体電話機	28台	
	発着信履歴装置	一式	

IV. 付随業務

1 納入機器の搬入据付及び撤去

受注者は以下に掲げる作業等を行うものとする。なお、作業に係る経費は、本契約に含むものとする。

- (1) 構内電話交換機、周辺機器、蓄電池等の据付及び調整を行うこと。
- (2) 納入機器の接続及び発注者が別途行うファクシミリ等の接続に必要な配線工事を実施すること。
- (3) 配線の経路、機器の据付位置等については別紙1「電話設備レイアウト」(ただし、「電話設備レイアウト」のうち、会議室内の据付位置については、配線等を勘案のうえ、各室内での変更を可能とする。)及び別紙2「弱電配管図」を参考とし、現地調査を希望する場合は、あらかじめ発注者に申し出のうえ、指示に従うこと。また、変更等が生じる場合は、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (4) 別紙3「番号計画」に基づき、中央区役所現庁舎で使用している番号を継承するなど、初期のデータ設定を行うこと。なお、仮庁舎への移転は令和3年12月18日から令和4年1月10日までの間に分散して行うことを予定しており、電話回線の引継ぎ等は分散移転に合わせて段階的に行う必要があることから、事前に発注者と十分に打ち合わせを行うこと。
- (5) 据付後、総合動作試験及び調整を行い、機器の正常稼働を確認すること。
- (6) 据付作業に際し、機器の一時的な搬出入を除き、仮庁舎施設内に作業車両等の駐車スペースはないため留意すること。なお、近隣駐車場を利用する場合の費用は受注者の負担とする。
- (7) 中央区役所現庁舎の既存機器撤去は、原則として仮庁舎移転後に行うこととし、作業日程については、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
- (8) 上記の他、発注者が賃貸物件を使用するために、電話機の設定等に関して事前の調査・調整等を行うとともに、必要な作業を行うこと。

2 作業中の安全確保及び環境保全について

作業に際しては、災害の防止、施工中の安全確保及び環境保全のため関係法令の記述に従い、以下の項目に留意すること。

- (1) 高所作業における落下、転倒防止。
- (2) 作業場における酸欠状態及び有毒ガス等の発生防止。
- (3) 壁、什器等に損傷を与えないこと。損傷の恐れがある場合は、養生を講じること。

3 関連書類の作成及び提出

受注者は本契約に際し、以下に掲げる書類を提出すること。

- (1) 取扱説明書(職員配布用の簡易な電話機操作マニュアルを含む。)
- (2) 納入機器の仕様が確認できるもの
- (3) 納入機器一覧

- (4) 工事に伴う写真
- (5) 業務完了届
- (6) 外線・内線一覧表

V. その他特記事項

1 障害対応

障害発生時は別途契約によるスポット対応とするので、受注者は発注者の求めに対し、速やかに応じる体制を構築すること。

2 契約不適合責任

前項の規定にかかわらず、検収（発注者が、納入機器の設置、設定作業等を確認する行為を指す）の日の翌日から起算して1年間の内に、納入機器の仕様又は設置方法や設定作業等の不良等に起因すると認められる事故が発生した場合、受注者は速やかに、納入機器の修理又は交換あるいは設定作業等の調整又は修正について、無償でこれを行うこと。

3 疑義事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、発注者及び受注者双方で協議し、定めるものとする。